

平成23年2月28日

午前10時開会

議 場

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 5号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 6号 上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 7号 上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 8号 上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 9号 上天草市荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第10号 上天草市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第11号 上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第12号 上天草市図書館建設基金条例の制定について
- 日程第12 議案第13号 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第14号 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第15号 上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第16号 上天草市スポーツ振興基金条例の制定について
- 日程第16 議案第17号 平成22年度上天草市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第17 議案第18号 平成22年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第19号 平成22年度上天草市診療所特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第20号 平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第21号 平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第22号 平成22年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予

算（第2号）

- 日程第22 議案第23号 平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第24号 平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第25号 平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第26号 平成22年度上天草市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第27号 平成23年度上天草市一般会計暫定予算
- 日程第27 議案第28号 平成23年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）暫定予算
- 日程第28 議案第29号 平成23年度上天草市診療所特別会計暫定予算
- 日程第29 議案第30号 平成23年度上天草市介護保険特別会計暫定予算
- 日程第30 議案第31号 平成23年度上天草市斎場特別会計暫定予算
- 日程第31 議案第32号 平成23年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計暫定予算
- 日程第32 議案第33号 平成23年度上天草市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第33 議案第34号 平成23年度上天草市物揚場造成事業特別会計暫定予算
- 日程第34 議案第35号 平成23年度上天草市後期高齢者医療特別会計暫定予算
- 日程第35 議案第36号 平成23年度上天草市水道事業会計暫定予算
- 日程第36 議案第37号 平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計暫定予算
- 日程第37 議案第38号 指定管理者の指定について（上地区荷さばき所及び中地区荷さばき所）
- 日程第38 議案第39号 市道路線の認定について
- 日程第39 議案第40号 工事請負契約の変更について
- 日程第40 議案第41号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（21名）

議長 堀江 隆臣

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 平田 晶子  | 2番 何川 雅彦  | 3番 田中 辰夫  |
| 4番 須崎 光枝  | 5番 宮下 昌子  | 6番 西本 輝幸  |
| 7番 高橋 健   | 8番 小西 涼司  | 9番 島田 光久  |
| 10番 川口 望  | 11番 田中 万里 | 13番 北垣 潮  |
| 14番 園田 一博 | 15番 窪田 進市 | 16番 津留 和子 |
| 17番 桑原 千知 | 18番 渡辺 勝也 | 19番 田中 勝毅 |
| 20番 猪塚 安親 | 21番 新宅 靖司 |           |

---

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長	川端 祐樹	教育長	鬼塚 宗徳
病院事業管理者	樋口 定信	総務企画部長	永森 良一
市民生活部長	佐伯 秀昭	建設部長	尾上 徳廣
経済振興部長	坂中 孝臣	教育部長	村枝 誠二
健康福祉部長	杉田 省吾	会計管理者	杉田 良一
上天草総合病院事務長	松本 精史	水道局長	松本 和任
総務課長	橋本 秀雄	財政課長	竹下 学

---

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	森内 孝生	局長補佐	野崎 秀満
主事	川端 彰		

---

開会 午前10時00分

○議長(堀江 隆臣君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

なお、本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(堀江 隆臣君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に9番、島田光久君、10番、川口望君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定

○議長（堀江 隆臣君） 日程第2、会期の決定については、去る2月10日及び21日に議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議されております。また、本日も本会議前に委員会が開催されましたので、あわせてその審議の報告を議会運営委員長に求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

平成23年第2回上天草市議会定例会に当たり、議会運営委員会を去る2月10日、21日及び本日本会議前に開催し、会期日程などについて協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

まず、2月10日に協議しました結果を報告いたします。

この日は、主に第2回定例会の会期日程の素案について検討いたしました。開会を2月28日とし、閉会を3月16日で内定しましたが、詳細についての最終決定は、一般質問の通告人数や常任委員会の開催予定日が不確定なことから、次の委員会に持ち越しました。

次に提出予定議案につきまして、執行部からこの時点で条例関係12件、22年度補正予算9件、23年度暫定予算が11件、その他指定管理者の指定など4件、合計36件があり、事務局より提出議案名の報告を受けました。

次に、2月21日の委員会で協議した結果を御報告いたします。

会期につきましては、本日28日が開会、提案理由説明、明日3月1日と2日は学校卒業式並びに議案研究のため休会しまして、3日が議案質疑及び委員会付託、4日から6日までを休会とし、一般質問通告者が13名でありましたので7日、8日、9日の3日間一般質問を行うことで決定いたしました。なお、一般質問通告期限は本日の午後4時に締め切りまして、質疑の通告期限は明日3月1日の午後5時までとなっております。

次に、各常任委員会は、10日木曜日に経済建設常任委員会と総務常任委員会、11日金曜日に文教厚生常任委員会を開催することに決定しました。

次に、12日から15日まで議会事務局の事務整理のため休会し、16日水曜日を最終日といたしまして委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

次に、最終的に提案されました37件の議案及び陳情について、付託委員会を含め慎重に検討、審議しました結果、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。

なお、議案第40号、工事請負契約の変更は、会議規則第37条に規定する地方自治法第234条の案件であり、また、農業委員会委員の推薦は人事案件でございますので、委員会への付託を省略し、3月3日の本会議で審議、採択することに決定いたしました。

次に、本日本会議前に開催しました委員会での追加議案1件の取り扱いについて御報告申し上げます。

議案第41号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務企画部長から提案理由などの説明を受け、慎重に審議した結果、本会議に上程することに決定しましたので、御賛同を賜りますよう、よろしく申し上げます。

また、議会運営委員会として閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） お諮りいたします。

ただいまの委員長報告どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、委員長報告どおり 17 日間と決定いたしました。

### 日程第 3 諸般の報告

○議長（堀江 隆臣君） 日程第 3、諸般の報告。

議事に入ります前に、諸般の報告を申し上げます。

九州市議会議長会第 4 回理事会に出席しましたので、その概要について御報告いたします。

去る 1 月 27 日、別府市において開催された平成 22 年度九州市議会議長会第 4 回理事会では、会長並びに来賓あいさつの後議事に入り、平成 23 年度九州市議会議長会定期総会などの日程、全国及び九州市議会議長会の役員の推薦、第 87 回全国市議会議長会定期総会の部会提出議案及び第 87 回九州市議会議長会開催地についてなどを慎重に審議した結果、全会一致で承認され、閉会しました。

次に、監査委員から、平成 22 年 11 月分から平成 23 年 1 月分の例月出納検査結果報告書が提出され、議会事務局に保管してございますので、必要な方は御閲覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、市長から行政報告がございますので、これを許します。

市長。

○市長（川端 祐樹君） おはようございます。

行政報告をいたします。まず、新幹線開業に向けた観光等の取り組みについて御報告申し上げます。

早いもので、いよいよ 3 月 12 日に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業いたします。これによって関西、中国圏まで含めた商圏の拡大や、観光を初めとした交流人口の増加など、本市にさまざまな効果をもたらすことが期待されます。民間調査機関によると、全線開業による観光客の増加 5% に伴い、県内の観光消費額が約 135 億円増加し、約 220 億円の経済波及効果が発生すると予想されております。

こうした状況の中、本市においてはこれまで民間事業者と連携を図りながら、主要な観光施設の整備清掃、物産フェアの開催、観光マップの作成、国道 266 号沿いの花の植栽、清掃活動、観光循環バスの実証運行などさまざまな取り組みを実施してまいりました。さらに今後も天草海道博を初め、九州新幹線全線開業冠事業と位置づけて、各種の事業を展開してまいります。この

新幹線の全線開業効果を、沿線や一部の地域のみならず、離島も含めた本市内各地に波及させ、市全体の活性化を図るため、市民や民間事業者、行政が相互に連携を図りながら、本市の魅力や潜在能力を最大限に発揮する取り組みを、引き続き効果的、効率的に推進していくことが重要であると考えています。

先般、中国地方での本市の認知度を高めることを目的に広島、岡山、山口各県の放送事業者を訪問し、トップセールスを実施してまいりました。中でも、岡山放送では「温たいむ」という岡山県のローカル番組に生放送で出演させていただき、本市の紹介とともにパール柑、デコポン、クルマエビをPRしてまいりました。今後も積極的に関西、中国地方への観光プロモーション活動を実施してまいりたいと考えております。

次に、市内道路交通網の整備に関する御報告を申し上げます。

さきの定例会において、龍ヶ岳町の望薩峠及び高戸バイパスの早期整備着手を県に要望していることを御報告申し上げましたが、県当局より両整備計画区間の概要説明と早期着手に向けた地元住民への協力依頼がありましたので、地元説明会を昨年12月1日に龍ヶ岳支所において、関係者を初め総勢100名の出席をいただき、また本年1月20日には白浜公民館において、総勢40名の出席をいただき、開催いたしました。この計画区間につきましては、本市にとっても地域においても、安心安全な交通と流通経済の発展を目指すため、大きな役割をなす重要な路線として期待されておりますので、継続して未改良区間の早期着手に向けた要望活動を行ってまいりたいと考えております。

次に、小中学校並びに公立保育園の統廃合に向けた動きについて御報告申し上げます。

現在、龍ヶ岳地区の五つの小中学校の閉校式を順次とり行っております。2月20日に樋島小学校、27日に大道小中学校、龍ヶ岳中学校を終えまして、3月6日に高戸小学校を予定しております。136年という長い歴史を持つ樋島小学校を初め、それぞれ伝統ある学校が閉校となります。感慨深い思いで式典に臨んでいるところです。

しかしながら、新年度からは新しい小中学校が誕生し、新たな歴史を刻む第一歩が始まります。今まで以上に教育環境が整い、子どもたちの将来の展望も広がることと思います。そのようなことから、学校統廃合は今後も引き続き進めてまいりたいと考えております。

また、阿村保育園につきましては、昭和49年4月に設立されて以来、37年の長きにわたり地域に根差し貢献してまいりましたが、少子化による園児数の減少に伴い本年3月末をもって閉園することとなり、閉園式を3月5日に実施することとしております。閉園後の跡地活用につきましては、地域の方々による跡地検討委員会での意見を伺いながら進めているところでございます。

次に、男女共同参画への取り組みについて御報告いたします。

御存じのように、当市は平成21年1月に男女共同参画都市を宣言し、以来さまざまな取り組みを実施してまいりました。その一環として初めての女性議会を開催したところです。女性の視点で、市に対する多くの要望や提案がなされました。また、先月開催しました男女共同参画フォ

ーラムには会場を埋め尽くすほどの参加があり、上天草市に対する熱い思いを感じとることができました。今後もさらに市民と行政が連携し、住みよいまちづくりを目指し、特色ある地域づくりを進めていきたいと考えております。

次に、社会教育に関しましては、熊日郡市対抗女子駅伝や郡市対抗熊日駅伝に参加し、選手の皆さんには、市の代表としてそれぞれの力を十分発揮していただいております。

また、来たる3月13日に開催いたします第39回天草パールラインマラソン大会には4,579人の申し込みがあり、昨年を上回る参加者をお迎えし、実施することになりました。なお、本体会は九州新幹線開通記念及びねりんピック熊本大会の記念事業として位置づけて開催することとしております。

最後に、2月9日に執行予定であった、倉江浄水場及び配水池築造工事6件の入札中止について御報告いたします。

この工事につきましては、複数のマスコミ等から落札業者名、落札率等の具体的な談合情報が寄せられ、市民の間に行政不信が高まっていると推察されるため、公正で透明性のある入札実施は不可能と判定し、中止した次第でございます。今後、今回のような事態が生じないように、防止策を講じていきたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

- 
- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第4  | 議案第5号  | 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5  | 議案第6号  | 上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について                       |
| 日程第6  | 議案第7号  | 上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第7  | 議案第8号  | 上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例の制定について           |
| 日程第8  | 議案第9号  | 上天草市荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の制定について                    |
| 日程第9  | 議案第10号 | 上天草市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第10 | 議案第11号 | 上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定について                        |
| 日程第11 | 議案第12号 | 上天草市図書館建設基金条例の制定について                              |
| 日程第12 | 議案第13号 | 上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第13 | 議案第14号 | 上天草市大矢野総合スポーツ公園条例の一部を改正する条例の制定について                |

- 日程第 1 4 議案第 1 5 号 上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 日程第 1 5 議案第 1 6 号 上天草市スポーツ振興基金条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度上天草市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補  
正予算（第 3 号）
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 平成 2 2 年度上天草市斎場特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 平成 2 2 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補  
正予算（第 2 号）
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 平成 2 2 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第  
4 号）
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 平成 2 2 年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第  
3 号）
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 平成 2 2 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
3 号）
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 平成 2 2 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 平成 2 3 年度上天草市一般会計暫定予算
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 平成 2 3 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）暫  
定予算
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 平成 2 3 年度上天草市診療所特別会計暫定予算
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 平成 2 3 年度上天草市介護保険特別会計暫定予算
- 日程第 3 0 議案第 3 1 号 平成 2 3 年度上天草市斎場特別会計暫定予算
- 日程第 3 1 議案第 3 2 号 平成 2 3 年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計暫  
定予算
- 日程第 3 2 議案第 3 3 号 平成 2 3 年度上天草市公共下水道事業特別会計暫定予算
- 日程第 3 3 議案第 3 4 号 平成 2 3 年度上天草市物揚場造成事業特別会計暫定予算
- 日程第 3 4 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度上天草市後期高齢者医療特別会計暫定予算
- 日程第 3 5 議案第 3 6 号 平成 2 3 年度上天草市水道事業会計暫定予算
- 日程第 3 6 議案第 3 7 号 平成 2 3 年度上天草市立上天草総合病院事業会計暫定予算
- 日程第 3 7 議案第 3 8 号 指定管理者の指定について（上地区荷さばき所及び中地区荷  
さばき所）
- 日程第 3 8 議案第 3 9 号 市道路線の認定について
- 日程第 3 9 議案第 4 0 号 工事請負契約の変更について



日程第40 議案第41号 上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（堀江 隆臣君） 日程第4、議案第5号から日程第40、議案第41号までの以上37件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（川端 祐樹君） 平成23年第2回上天草市議会定例会に提案いたします議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今定例会には、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例議案13件、平成22年度上天草市一般会計補正予算第6号など予算議案21件、指定管理者の指定についての議案1件、市道路線の認定についての議案1件、工事請負契約の変更についての議案1件の合計37議案を提出いたします。各議案の内容につきましては所管部長より御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、執行部より順次議案内容の説明を求めます。

まず、議案第5号を教育部長。

○教育部長（村枝 誠二君） おはようございます。

それでは、御説明いたします。定例会議案の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第5号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明させていただきます。

この条例の一部改正は、上天草市学校教育指導員の報酬月額17万1,000円を新たに追加するものでございます。ちなみに学校教育指導員とは、市内の小中学校に勤務する教職員の授業力を高め、学校全体の教育活動を充実させることにより、児童生徒の学力向上や豊かな心の育成及び学級経営などの改善を図るため、退職されました教職員経験者の校長先生を主に、学校教育指導員としてお願いするものでございます。

提案理由といたしまして、学校教育指導員の報酬を今回新たに追加する必要がありましたので、この議案を提出するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第6号を健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） おはようございます。

議案書の2ページをお願いします。

議案第6号、上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。上天草市特別会計条例の一部を改正する条例を、次のように制定することとするものでございます。

改正の内容は、別紙説明資料の2ページのとおりでございます。ごらんいただきたいと思っております。

上天草市特別会計条例第1条中第2号の老人保健医療特別会計の号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げるものでございまして、議案書に返っていただきますと、附則により改正条例の施行を平成23年4月1日からと定めるものでございます。

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第39条に規定された期間が終了することに伴い、関係規定を整備する必要がございます。これが議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第7号から議案第9号まで3件を経済振興部長。

**○経済振興部長（坂中 孝臣君）** 議案第7号、提案書3ページのほうをお願いいたします。

上天草市農林水産物直売・食材供給施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

別冊平成23年度上天草市議会定例会市長提出議案説明資料の3ページに記載している新旧対照表のとおりでございます。

提案理由といたしましては、上天草市農林水産物直売・食材供給施設にピザ窯体験施設の追加を行うため、平成17年上天草市条例第45号の一部に追加する必要がございますので、この議案を提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議案第8号、上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

議案書4ページから7ページの上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例の制定についてでございますけれども、4ページから7ページに記載しているとおりでございます。

提案理由といたしましては、地方自治法第244条の2第1項の規定により、上天草市農林水産物加工品開発研究センター設置及び管理に関する条例を制定する必要がございますので、この議案を提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議案第9号、上天草市荷さばき施設の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

条例について御説明を申し上げますけれども、内容につきましては8ページから11ページに記載しているとおりでございます。

提案理由といたしまして、地方自治法第244条の2第1項の規定により、上天草市荷さばき施設の設置及び管理に関する条例を制定する必要がございます。よりまして議会の承認が必要でございますので、この議案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第10号を健康福祉部長。

**○健康福祉部長（杉田 省吾君）** 議案書の12ページをお開き願いたいと思います。

議案第10号、上天草市老人ホーム入所判定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今回の改正は、老人ホームの入所判定を迅速に実施できるように行うものです。別冊説明書の

4 ページをお開き願いたいと思います。

新旧対照表に記載してありますように、第2条の「市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について協議する」を「次の事項について判定を行い、その結果を市長に報告する」に改めます。

次に、第3条の委員「6人」を「7人」に改めます。

次に、「(7) その他市長が必要と認める者」を加えます。

次に、第6条の見出しを「役員」から「委員長及び副委員長」に改め、全文を次のように改めます。

「第6条 判定委員会に委員長及び副委員長を置く。」

「2 委員長は、市福祉事務所長を充て、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。」

「3 委員長は、判定委員会を代表し、会務を総理する。」

「4 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。」

次に、第7条を削り、第8条を第7条とします。

それから、第9条第2項の「会長」を「委員長」に改め、第9条第3項の「委員全員が出席することを原則とする」を「委員の過半数が出席しなければ開くことができない」に改めます。

また、第9条第3項の次に4項「4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。」を加え、第4項を第5項として、第9条を第8条とします。

次に第8条の見出しに「会議」及び「第9条 委員長が必要と認めるときは、委員会に付議すべき事案について、回議により判定させることができる」を加えます。

次に、第10条を削り、第11条を第10条とします。また、第10条の次に見出し「庶務」及び「第11条 入所判定委員会の庶務は、健康福祉部高齢者ふれあい課で処理する」を加えます。

次に、第12条の「会長」を「委員長」に改めます。

附則としまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものです。

提案理由としましては、上天草市老人ホーム入所判定委員会の円滑な運営に資するため、関係規定を整備する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第11号から議案第16号まで、以上6件を教育部長。

**○教育部長（村枝 誠二君）** それでは、議案第11号から議案第16号までの6議案について順次御説明させていただきます。

まず議案第11号、上天草市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。議案書の14ページと議案説明資料の7ページをごらんいただきたいと思います。

この条例は、中央公民館の位置を現在の総合センターアロマから松島庁舎の教育委員会に移すため、関係規定を整備するものでございます。中央公民館では、その業務を行うため頻りに外出することがあり、地域の方々、特に地区公民館長や自治公民館長、各種団体の方々から連絡があ

った場合など不在のときが多く御迷惑をかけており、これを解消したいというふうに考えております。また、定員管理により職員が減少する中で、教育委員会事務局の業務効率を高めるために、中央公民館のアロマの位置を松島庁舎の教育委員会へ移すことに伴う条例の改正でございます。

次に議案第12号、上天草市図書館建設基金条例の制定について御説明いたします。議案書の15ページをごらんいただきたいと存じます。

この条例は、図書館の建設に要する経費に充てるため基金を設置するものでございます。本市には現在四つの市立図書館を設置し、管理運営していますが、このうち大矢野森記念図書館は昭和52年9月に設置され、本年で34年が経過し、建物の老朽化が進行しているところでございます。また、図書館の設置場所や構造上の問題で利便性が非常に悪いことに加え、その規模や参考基準も文部科学省が示す公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準を満たしていない状況でございます。このようなことから、大矢野地区に図書館を建設するための費用に充てるため、基金条例を制定するものでございます。

次に議案第13号、上天草市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の17ページ、議案説明資料の8ページから9ページをごらんいただきたいと存じます。

この条例は、学校施設であった松島の樋合小学校の体育館を、体育施設として社会教育課で管理運営するため、関係規定を整備するものでございます。樋合小学校の統廃合によりその学校施設が用途廃止されたことに伴い、体育館を地域住民のスポーツの活動の場として活用するため、社会教育の体育施設として樋合体育館を管理運営するものでございます。

次に議案第14号、上天草市大矢野総合スポーツ公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案書の19ページ、議案説明資料の10ページ、11ページをごらんいただきたいと存じます。

この条例は、類似の体育施設との料金の整合を図るため、使用料の見直しを行うものでございます。改正の主な点について御説明いたします。新旧対照表の10ページから11ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、バレーボールの区分にセンターコートを加え、利用料金を設定いたしました。次に、会議室の使用料はそのままにして、利用単位を2時間当たりから1時間当たり単位に変更しております。

次に、会議室の冷暖房は無料であったため、メインアリーナ、武道場、会議室と施設ごとに区分し、相当額を算定の上、設定をいたしたところでございます。

次に、グラウンドの市内の使用料につきましては、これまで無料であったものを有料として設定し、陸上競技場は現在ありませんので削除しております。また、グラウンドの照明設備の使用料の区分の陸上競技場を一部点灯に変更をいたしております。なお、各料金の詳細は説明資料に記載しているとおりでございます。

提案理由といたしまして、各種使用料を精査しましたところ、料金設定に不均衡がございまし

たので、今回の改正に平準化を図る必要がありましたので、この議案を提出するものでございます。

次に議案第15号、上天草市松島総合運動公園条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。議案書の21ページ、議案説明資料の12ページ、13ページをごらんいただきたいと存じます。

この条例は、類似施設との料金の整合性を図るため、同じく使用料の見直しを行うものでございます。改正の主な点につきまして御説明いたします。新旧対照表の12ページをごらんいただきたいと思っております。

松島総合センターアロマのランニングコースに回数券の区分を追加いたしております。また、研修室及びアロマホールの冷暖房費は相当額を算定しまして、料金を改正いたしております。

次に陸上競技場の利用につきまして、団体が利用する場合と個人が利用する場合に区分を分けまして料金を設定させていただいております。各料金等の詳細につきましては、説明資料のとおりでございます。

提案理由といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、大矢野総合スポーツ公園条例と同じ内容となっているところでございます。

次に議案第16号、上天草市スポーツ振興基金条例の制定について御説明いたします。議案書の23ページをごらんいただきたいと存じます。

この条例は、本市における市民スポーツの振興に要する経費に充てるため、基金条例を制定するものでございます。第1条の設置から第7条の委任までの条文により、基金を設置するものでございます。なお、基金の運用につきましては、規則で4月に定めるようにしたいというふうに考えております。

以上、議案第11号から議案第16号の6議案につきましては、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第17号を総務企画部長。

**○総務企画部長（永森 良一君）** おはようございます。

それでは、議案第17号の提案理由の説明を申し上げます。あらかじめお断りしておきますけれども、お手元にお配りしておりますようにかなりのページ数になっております。款項を中心に御説明を申し上げますので、目等について一部割愛することになりますが、あらかじめ御了解いただきたいと思っております。

議案第17号、平成22年度上天草市一般会計補正予算第6号について説明いたします。

歳入歳出それぞれ1億1,978万9,000円を減額し、予算総額を175億6,970万5,000円とするものであります。

第2表繰越明許費は15款総務費の維和東部診療所解体工事ほか43件で、総額14億5,705万4,000円となっております。内容については記載しておりますので、御一読いただきたいと思

ます。

続きまして、第3表債務負担行為の補正につきましては、上天草市長選挙ポスター掲示場管理業務委託など合わせて67件、7億6,087万円の補正でございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第4表地方債の補正につきましては、漁港整備事業債など7件、金額にしまして4,940万円の補正であります。

歳入予算の主なものといたしまして、10款市税10項市民税10目個人は、現年課税分所得割と滞納繰越分の増額による152万円の増額であります。15項固定資産税は、現年課税分土地と滞納繰越分の増減による311万3,000円の減額であります。20項軽自動車税は、現年課税分原動機付自転車と滞納繰越分の124万6,000円の増額であります。25項市たばこ税は、現年課税分の87万5,000円の減額です。40項入湯税は、現年課税分と滞納繰越分の増減による263万8,000円の減額であります。

30款ゴルフ場利用税交付金は、124万6,000円の増額であります。

55款分担金及び負担金10項分担金10目衛生費分担金は、生活排水施設分担金5万2,000円の減額です。15項負担金15目民生費負担金は、保育所保育料及び広域入所他市町村負担金の増減と、保育所保育料滞納繰越分及び老人福祉費負担金滞納繰越分による78万9,000円の減額であります。

3ページです。60款使用料及び手数料10項使用料10目総務使用料は、開発センター使用料ほか1件の増減による6万5,000円の減額であります。15項手数料10目総務手数料は、税務諸証明等手数料95万7,000円の減額であります。15目、20目、30目については記載のとおりです。

65款国庫支出金10項国庫負担金10目民生費国庫負担金は、自立支援医療給付負担金、障害者自立支援法介護給付費等負担金ほか1件、保育所運営費国庫負担金ほか2件、生活保護費国庫負担金及び子ども手当国庫負担金ほか6件の実績に伴う増減による3,637万円の減額であります。15項国庫補助金10目総務費国庫補助金は、辺地共聴施設整備事業補助金と住民生活に光をそそぐ交付金の増減による2,371万2,000円の減額であります。

4ページです。真ん中付近ですが、15目と20目、30目、40目については記載のとおりでございます。20項委託金10目総務費委託金は、参議院議員選挙費委託金893万5,000円の減額であります。15目は記載のとおりです。

70款県支出金10項県負担金10目民生費県負担金は、障害者自立支援法介護給付等負担金ほか1件、保育所運営費県負担金ほか1件、国民健康保険基盤安定負担金及び後期高齢者保険基盤安定負担金ほか6件の増減による129万7,000円の増額であります。25目は記載のとおりです。15項県補助金10目総務費県補助金は、県地方バス運行等特別対策補助金ほか3件の増減による414万4,000円の減額であります。15目は記載のとおりです。

5ページです。20目、25目、30目、35目、45目、50目については記載のとおりで

す。20項委託金10目総務費委託金は徴税費委託金、一般旅券交付費委託金、県議会議員選挙費委託金、及び国勢調査委託金ほか4件の増減による823万2,000円の減額であります。15目については記載のとおりです。

75款財産収入10項財産運用収入10目財産貸付収入は、教員住宅貸付収入ほか2件の増減による53万1,000円の減額です。15目については記載のとおりです。

6ページです。15項財産売払収入15目物品売払収入は、防疫薬剤売払収入ほか2件、48万円の減額であります。

80款寄附金10項寄附金25目教育費寄附金は、社会教育事業寄附金4万円の増額です。

85款繰入金15項基金繰入金30目水と土保全対策基金繰入金は、水と土保全対策基金繰入金3,000万円の減額です。

95款諸収入15項市預金利子10目市預金利子は、市預金利子として30万円の増額であります。25項貸付金元利収入15目災害援護資金貸付元利収入は、災害援護資金貸付元利収入滞納繰越分25万円の増額であります。30項受託事業収入10目農林水産業費受託事業収入は、農地保有合理化事業等業務委託収入1万4,000円の増額であります。35項雑入15目雑入は、生活保護費返還金及び徴収金、財団法人熊本県市町村振興協会市町村交付金及び辺地共聴施設整備事業補助金ほか9件、他市町村からの措置費ほか2件、児童扶養手当返還金ほか3件、県営荒木浜地区土地改良事業換地清算金ほか2件、平成20年度単県道路改築事業負担金返還金、消防団福祉共済事務手数料ほか1件、及び社会教育費雑入ほか1件の増減によりまして1,112万2,000円の増額であります。

99款市債は、第3表と同様に過疎対策事業債のほか6件の増減による4,940万円の増額であります。

次、7ページの歳出について御説明いたします。

今回、人事院勧告準拠による人件費、職員手当等の補正及び実績見込みによる事務経費の補正を主にお願ひしております。

人件費では、議員報酬及び期末手当389万4,000円の減額、特別職給与費等では1,084万8,000円、一般職員給与費1,010万円、期末勤勉手当3,174万円、共済費を1,007万7,000円それぞれ減額しております。退職手当組合負担金は120万円の減額であります。各款項目ごとに報酬、給料、職員手当等及び共済費の補正をお願いしております。

歳出の主なものといたしましては、10款議会費10項議会費は、報償費、旅費及び印刷製本費など計581万5,000円の減額であります。

15款総務費10項総務管理費10目一般管理費は、区長報酬等、賃金及び雇用保険料等、役務費の郵便料及び職員・臨時嘱託職員健康診断負担金など計2,232万6,000円の減額であります。20目、25目については記載のとおりです。また30目、35目についても記載のとおりです。40目も同様であります。

8ページの45目、50目、55目、70目、80目については記載のとおりです。15項徴

税費 10 目 税務総務費は、地籍修正測量手数料、地籍管理システム保守業務委託料、法人税還付加算金など計304万2,000円の減額であります。20 目は記載のとおりです。20 項 戸籍住民基本台帳費は、IC 旅券用交付窓口端末機保守委託料など計245万7,000円の減額であります。25 項 選挙費 30 目 参議院議員選挙費は、時間外勤務手当、消耗品費、開票システム導入委託料、ポスター掲示板リース料など計885万8,000円の減額であります。40 目は記載のとおりです。30 項 統計調査費 15 目 所得推計調査費は、市町村民所得推計負担金9,000円の減額であります。

次は9 ページです。20 目は記載のとおりです。

20 款 民生費 10 項 社会福祉費 10 目 社会福祉総務費は、国保会計保険基盤安定繰出金及び介護保険特別会計繰出金など1,032万3,000円の減額であります。15 目、20 目、25 目、30 目、40 目は記載のとおりです。15 項 児童福祉費 10 目 児童福祉総務費は、婦人相談員報酬、災害共済掛金保険料など8万3,000円の減額であります。15 目、20 目、25 目については記載のとおりです。

10 ページをお開きください。35 目、40 目も記載のとおりです。20 項 生活保護費 10 目 生活保護総務費は、レセプト管理システム備品購入費、住宅手当など695万円の減額であります。15 目は記載のとおりです。

25 款 衛生費 10 項 保健衛生費 10 目 保健衛生総務費は、妊婦一般健診負担金、フッ素塗布負担金、新型インフルエンザ補助金返納金、診療所特別会計繰出金305万3,000円の減額であります。20 目、30 目は記載のとおりです。15 項 清掃費 10 目 清掃総務費は、消耗品費として200万円の減額です。

35 款 農林水産業費 10 項 農業費 10 目 農業委員会費は、旅費、消耗品費の増減による87万7,000円の減額であります。20 目、25 目は記載のとおりです。

11 ページをお開きください。30 目、40 目も記載のとおりです。15 項 林業費 15 目 林業振興費は、経済対策事業伐倒駆除委託料、木材・林業産業振興施設整備事業補助金など4,967万9,000円の減額です。20 項 水産業費 15 目 水産振興費は、養殖魚赤潮被害復旧緊急対策事業補助金など39万4,000円の減額であります。20 目、25 目は記載のとおりです。

40 款 商工費 10 項 商工費 15 目 商工振興費は、企業立地促進及び雇用創出事業補助金、海運業振興事業費補助金などの増減による225万6,000円の減額であります。20 目は記載のとおりです。

45 款 土木費 10 項 土木管理費 10 目 土木総務費は、下水道事業繰出金及び物揚場造成事業繰出金など290万3,000円の減額であります。15 項 道路橋りょう費 10 目 道路維持費は、坊主島下桶川線、辺戸串元釜線及び池ノ浦西浦線の測量設計委託料及び維持工事の増減による2万4,000円の減額であります。

12 ページですが、15 目、20 目については記載のとおりです。25 項 港湾費 10 目 港湾管理費は、樋島港管理委託料として11万2,000円を減額しております。15 目は記載のとおりです。30 項 都市計画費 10 目 都市計画総務費は、上天草市建築物耐震改修促進計画策定業務委託料な



ど151万6,000円の減額であります。35項住宅費10目住宅管理費は財源の組み替えであります。15目、20目は記載のとおりです。

50款消防費10項消防費10目常備消防費は、天草広域連合消防費負担金143万5,000円の減額です。15目、20目については記載のとおりです。

13ページ、30目は記載のとおりです。

55款教育費10項教育総務費15目事務局費は、旅費、地元高校生倍増支援補助金など228万4,000円の減額であります。20目、25目、30目については記載のとおりです。15項小学校費10目学校管理費は、賃金、龍ヶ岳小学校建築確認申請手数料、高戸小学校校舎耐力度調査委託料、統合小学校改築実施設計委託料など581万1,000円の減額であります。15目は記載のとおりです。20項中学校費10目学校管理費は、特別支援学級補助員報酬、大矢野中学校体育館改築工事監理委託料など178万3,000円の減額であります。15目は記載のとおりです。25項社会教育費10目社会教育総務費は、市史編纂審議会委員報酬、賃金、旅費などを148万円減額しております。15目は記載のとおりです。

14ページです。30項保健体育費10目保健体育総務費は、上天草市スポーツ審議会委員報酬、サッカー教室委託料及び音響関係委託料など23万8,000円の減額であります。15目、20目は記載のとおりです。

60款災害復旧費10項農林水産施設災害復旧費15目農業用施設等災害復旧費は、消耗品費、農地等災害復旧工事費として157万2,000円の減額であります。20目、25目については記載のとおりです。15項公共土木施設災害復旧費10目道路災害復旧費は、財源の組み替えであります。

65款公債費10項公債費10目元金は、財源の組み替えです。

70款諸支出金20項基金費10目財政調整基金費は、基金積立金利子分58万5,000円の増額です。30目については記載のとおりです。

最後の15ページですけれども、55目、60目、65目、80目、100目、120目については記載のとおりです。

75款予備費10項予備費10目予備費2億9,917万3,000円の増額は、予算調整によるものであります。

以上が補正予算の概要であります。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第18号から議案第20号まで3件を健康福祉部長。

**○健康福祉部長（杉田 省吾君）** 議案書の26ページをお願いいたします。

議案第18号、平成22年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の90ページをお開きください。

議案第18号、平成22年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第3号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算それぞれ1億6,042万5,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ49億3,374万7,000円とするものでございます。

歳入について、93ページからの事項別明細書で説明いたします。

まず、歳入予算の主なものとしまして、10款国民健康保険税6,605万1,000円の減額は、一般被保険者国民健康保険税が調定額の減により6,842万9,000円の減額、退職被保険者国民健康保険税が調定額の増により237万8,000円の増額によるものです。

25款国庫支出金2,070万5,000円の減額は、10項国庫負担金が、療養給付費の減により医療給付費等負担金2,743万3,000円の減額、15項国庫補助金が、特別調整交付金の増により財政調整交付金が527万1,000円の増額によるものです。

30款県支出金145万7,000円の増額は、10項県負担金における高額医療費共同事業負担金145万7,000円の増額によるものです。

40款共同事業交付金7,567万6,000円の減額は、高額医療費共同事業交付金4,051万円の減額及び保険財政共同安定化事業交付金3,516万6,000円の減額によるものです。

55款繰入金330万2,000円の増額は、一般会計繰入金における保険基盤安定繰入金330万2,000円の増額によるものです。

65款諸収入275万2,000円の減額は、10項延滞金の実績見込みにより38万5,000円の減額、17項受託事業収入が実績見込みにより後期高齢者健診受託料106万6,000円の減額、20項雑入における一般被保険者第三者納付金155万9,000円の増額、特定健診・保健指導事業収入が、実績により302万8,000円の減額によるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

10款総務費372万円の増額は、10項総務管理費において共同電算システムの更新に伴う国保連合会負担金の増額によるものです。

15款保険給付費9,793万8,000円の減額は、各保険給付費ごとに本年度の給付見込み額を算出し、補正予算額を計上しております。10項療養諸費8,373万6,000円の減額は、一般被保険者療養給付費8,000万円の減額、退職被保険者等療養給付金240万5,000円の減額によるものです。15項高額療養諸費1,420万2,000円の減額は、一般被保険者高額療養費1,214万2,000円の減額、退職被保険者等高額療養費176万8,000円の減額によるものです。

30款共同事業拠出金2,154万2,000円の増額は、実績見込みにより高額医療共同事業医療費拠出金555万2,000円の増額、保険財政共同安定化事業拠出金1,599万円の増額によるものです。

35款保健事業費2,340万7,000円の減額は、10項保健事業費が、はりきゅう施術助成金の実績見込みにより85万円の減額、15項健康保持増進事業費が、後期高齢者健診事業費の実績見込みにより146万8,000円の減額、20項特定健康診査等事業費が、特定健診の実績見込みにより2,108万9,000円の減額によるものです。

50款諸支出費諸費108万円の減額は、実績見込みにより一般被保険者過誤納還付金120万円の

減額、国庫支出金等返納金12万円の増額によるものです。

55款予備費6,326万2,000円の減額は、歳入歳出の調整額でございます。

以上が国民健康保険特別会計補正予算の概要です。

続きまして、診療所特別会計です。議案書の27ページをお願いします。

議案第19号、平成22年度上天草市診療所特別会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の102ページをお願いします。

議案第19号、平成22年度上天草市診療所特別会計補正予算第3号は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算それぞれ405万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,401万円とするものでございます。

第2条では、債務負担行為の補正を1件お願いするものです。

歳入予算について、105ページからの事項別明細書により説明いたします。

10款事業収入255万円の減額は、医科保険診療収入の実績見込みによるものです。

25款繰入金190万円の減額は、一般会計繰入金の減によるものです。

35款諸収入40万円の増額は、予防接種関係収入の増によるものです。

次に、歳出予算について説明いたします。

10款総務費185万2,000円の減額は、10項総務管理費における職員人件費119万円の減額、医師研修旅費46万2,000円の減額が主なものです。

20款予備費219万8,000円の減額は、歳入歳出の調整額でございます。

以上が診療所特別会計補正予算の概要です。

続きまして、介護保険特別会計です。議案書の28ページをお願いします。

議案第20号、平成22年度上天草市介護保険特別会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。予算書の108ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算それぞれ553万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,577万5,000円とし、第2条では、第2表債務負担行為の補正を7件お願いするものです。

今回、補正をお願いしておりますのは、介護保険事業の見直しによる歳入歳出予算の減額が主なものとなっております。

歳入予算について、112ページからの事項別明細書により説明いたします。

歳入予算の主なものとしましては、歳出において、10款総務費、15款保険給付費、45款地域支援事業費の増減差し引き553万1,000円が減額となっておりますので、それぞれの負担割合に応じて、10款第1号被保険者保険料負担分41万8,000円、15款使用料及び手数料66万2,000円、20款国庫支出金50万8,000円、30款県支出金102万9,000円、45款繰入金343万円を減額し、25款支払基金交付金51万6,000円を増額計上するものでございます。

116ページをごらんいただきたいと思います。

45款の繰入金343万円の減額につきましては、一般会計からの繰り入れとして保険給付費増

額分、地域支援事業費減額分、事務費分として284万7,000円、15項の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金58万3,000円をそれぞれ減額するものです。

次に、歳出について説明いたします。介護の117ページをお願いします。

10款総務費の減額291万円につきましては、介護認定審査会費35万2,000円、趣旨普及費58万3,000円、計画策定委員会費67万5,000円、地域包括支援センター運営事業費130万円、それぞれ減額するものです。

118ページから120ページまでを説明いたします。

15款保険給付費の172万円の増額は、給付実績に基づき介護サービス等諸費、審査支払手数料、高額介護サービス費の計272万円を増額し、介護予防サービス等諸費、特定入所者介護サービス等費の計100万円を減額した差引額として計上するものです。

121ページをお願いします。

45款地域支援事業費434万1,000円の減額は、権利擁護事業の報酬等、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の委員報酬等、任意事業の委託料、扶助費などを減額するものでございます。

以上が、介護保険特別会計補正予算の概要です。

議案第18号から議案第20号までの提案理由としまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。御審議のほど、よろしくをお願いします。

**○議長（堀江 隆臣君）** ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時08分

---

再開 午前11時18分

**○議長（堀江 隆臣君）** 休憩前に引き続き再開いたします。

議案第21号を市民生活部長。

**○市民生活部長（佐伯 秀昭君）** お疲れさまです。議案第21号、29ページをごらんいただきたいと思います。

平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第4号。平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第4号を別冊のとおり定めるものでございます。別冊補正予算書の122ページをお開きいただきたいと思います。

平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第4号。平成22年度上天草市斎場特別会計補正予算第4号は、次に定めるところによります。

繰越明許費。第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第1表繰越明許費によります。

次のページの第1表をごらんください。

10款総務費10項総務管理費400万円につきましては、先日の臨時議会で説明させていただきましたが、今後の斎場基本構想計画委託のための計上でございます。200万円につきましては、

齋場ロビーに設置されておりますエアコンの故障が生じておりますので取りかえる工事費で、合計600万円を繰り越すものでございます。

提案の理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第22号を経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議案第22号、議案書30ページの平成22年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第2号の予算を定めるについて、別冊平成22年度上天草市一般会計補正予算第6号の124ページについて御説明申し上げます。

補正予算内容につきましては、125ページから127ページに掲載しているとおりでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の承認が必要でございますので、この議案を提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第23号及び議案第24号を建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） おはようございます。

御説明いたします。議案書の31ページをお開きください。

議案第23号、平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第4号を別冊のとおり定めるものでございます。

予算書の128ページをお開きください。

平成22年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第4号は次に定めるところです。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額3億3,330万4,000円から歳入歳出それぞれ243万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,086万7,000円とするものでございます。

次に、129ページをお願いいたします。歳入につきましては、使用料及び手数料は下水道使用料100万円の減額でございます。繰入金は、一般会計から繰入金143万7,000円の減額です。合計で243万7,000円を減額しております。

歳出につきましては、下水道建設費を77万1,000円、同じく下水道管理費166万6,000円を減額し、合計で243万7,000円を減額しております。いずれも精査による減額でございます。

以上が、歳入歳出予算の補正の内容でございます。

次に、議案書の32ページをお願いいたします。

議案第24号、平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。

予算書の135ページをお開きください。平成22年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第3号は次に定めるところです。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

136ページをお願いいたします。歳入につきましては、阿村港の物揚げ場の使用料11万3,000円の増額と、一般会計からの繰入金11万3,000円の減額を計上しております。歳出の補正はありません。総額は歳入歳出とも1,594万3,000円で、当初予算と変わりありません。

以上が歳入歳出補正の内容でございます。

提案理由としましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございますので、提案をしたところでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第25号を健康福祉部長。

**○健康福祉部長（杉田 省吾君）** 議案書の33ページをお開きください。

議案第25号、平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものでございます。

別冊予算書の139ページをお願いします。

議案第25号、平成22年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、歳入歳出予算それぞれ268万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,319万7,000円とするものでございます。

歳入予算について、141ページからの事項別明細書により説明いたします。

10款後期高齢者医療保険料は、現年度分特別徴収保険料と現年度分普通徴収保険料の組み替えを行っております。

25款繰入金205万6,000円の減額は、一般会計繰入金における保険基盤安定繰入金151万1,000円の減額、その他繰入金54万5,000円の減額によるものです。

35款諸収入62万8,000円の減額は、保険料還付金の実績見込みによる減額です。

次に、歳出予算について御説明いたします。

15款後期高齢者医療広域連合納付金151万1,000円の減額は、保険基盤安定負担金確定によるものです。

20款保健事業費54万5,000円の減額は、実績見込みによるはりきゅう施術助成金の減額によるものです。

25款諸支出金62万8,000円の減額は、保険料過誤納付還付金の実績見込みによる減額です。

以上が、後期高齢者医療特別会計補正予算の概要でございます。

提案の理由としまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第26号を水道局長。

**○水道局長（松本 和任君）** 議案集の34ページをお願いします。

議案第26号、平成22年度上天草市水道事業会計補正予算第3号を別冊のとおり定めるものであります。別冊の平成22年度上天草市水道事業会計補正予算第3号について説明します。別冊のほうをごらんください。

今回補正をお願いしているのは、平成22年度上天草市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出に係るものでございます。第3条に定める収益的収入及び支出の予定額について、それぞれ757万1,000円を減額するものです。

収入においては、第1款水道事業収益2項営業外収益4目消費税及び地方消費税還付金を減額するものです。

支出においては、第1款水道事業費用1項営業費用6目減価償却費を1,800万円減額、7目資産減耗費を1,057万1,000円減額し、2項営業外費用3目消費税及び地方消費税を2,100万円増額するものです。

提案理由としましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に、議案第27号を総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 議案第27号、平成23年度上天草市一般会計暫定予算について御説明いたします。議案書の35ページです。

歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ52億7,400万円と定めるものでございます。

暫定予算は、皆様も御存じのとおりだと思いますが、地方自治法第218条第2項に基づく措置でございます。暫定予算に伴い、おおむね4月から6月までに収入が見込まれる歳入と、主に義務的に必要な経費及び平成22年度予算における債務負担行為の設定、上天草市長期継続契約を締結することのできる契約の設置条例に基づく契約等については、歳出総額を計上しております。

歳入の主なものといたしましては、記載しておりますけれども、1ページをごらんいただいているかと思いますが、10款から55款まで書いております中で45款地方交付税40億円を計上しております。今回の暫定予算の約6割を占めております。

次に、2ページをごらんいただきたいと思っております。

60款使用料及び手数料が3,254万5,000円、65款国庫支出金が1億8,520万4,000円、70款県支出金1億6,195万5,000円、75款財産収入が471万4,000円ということで、中身については記載のとおりでございます。

85款繰入金1,334万5,000円は、まちづくり事業推進基金繰入金として250万円ほかを計上しております。

95款諸収入は2,420万1,000円を計上しております。中身については記載のとおりであります。歳出について御説明いたします。

10款議会費は9,101万6,000円計上させてもらっておりますが、中でも政務調査費については、毎年4月に当該年度に属する月数分を交付するために、その費用として526万円を計上しており

ます。

15款総務費は8億4,535万1,000円であります。中身については記載のとおりです。

4ページをごらんいただきたいと思います。

15項徴税費では、税収入還付金として130万円を計上しております。20項戸籍住民基本台帳費では、外国人住民基本台帳システム移行事業委託料として1,434万5,000円を計上しております。また、25項選挙費では4月10日執行の県議会議員選挙として1,014万9,000円、4月24日執行の市長・市議会議員補欠選挙費用として1,631万6,000円を計上しております。

20款民生費は17億1,660万9,000円で、中身は記載のとおりでございます。

5ページですけれども、15目、20目、25目、40目については記載のとおりです。

15項児童福祉費15目児童措置費では、放課後児童クラブ事業委託料1,660万8,000円、子育て支援センター委託料として1,308万円を計上しております。

6ページです。20目、25目、40目については記載のとおりです。

20項生活保護費15目扶助費では、生活保護扶助費1億1,661万2,000円を計上しております。

25款衛生費は、6億2,422万3,000円の予算を計上しております。中身は記載のとおりです。

また、30目についても記載のとおりでございます。

7ページをお開きください。

15項清掃費では、ごみ収集委託料として7,046万6,000円、上天草衛生施設組合負担金として3,536万9,000円、天草広域連合清掃費負担金として7,877万9,000円を計上しております。

20項病院費では、負担金補助及び交付金で病院事業特別会計繰出金として1億2,655万7,000円を計上しております。

35款農林水産業費は、2億187万7,000円であります。内訳は記載のとおりであります。30目についても記載のとおりです。

15項林業費15目林業振興費では、松くい虫防除地上散布委託料として395万円ほかを計上しております。

8ページをお開きいただきたいと思います。

20項水産業費15目水産振興費では、天草・有明海のアサリ、ハマグリ再生事業委託料として1,910万7,000円ほかを計上しております。25目については記載のとおりです。

40款商工費は、1億8,579万1,000円の予算を計上いたしました。主なものとしては記載のとおりでございます。また、20目観光費も記載のとおりです。

45款土木費では、緊急を要する工事等を含め1億4,109万1,000円の予算を計上いたしました。内訳としては、9ページに書いておりますが、記載のとおりでございます。

15項道路橋りょう費10目道路維持費では、草刈り委託料として200万円ほかを計上しております。25目は記載のとおりです。

20項河川費10目河川管理費では、本口樋門管理委託料として60万円を計上しております。

25項港湾費10目港湾管理費では、修繕費として100万円等を計上しております。



30項都市計画費では、10目都市計画総務費として臨時雇賃金153万8,000円を計上しております。

10ページですが、35項住宅費10目住宅管理費では、入居前に空室の補修などを行う必要がありますので、その修繕費用として129万円を計上しております。15目については記載のとおりです。

50款消防費では、1億6,632万円を計上しております。中身については記載のとおりでございます。

55款教育費は、5億8,759万8,000円を計上いたしました。中身については記載のとおりです。25目についても記載のとおりであります。

11ページです。30目についても記載のとおりであります。

15項小学校費10目学校管理費では、スクールバス運転委託料として5,414万円を計上しております。

20項中学校費10目学校管理費では、スクールバス委託料として1,455万円ほかを計上しております。

25項社会教育費10目社会教育総務費では、上天草市地域婦人会連絡協議会補助金として140万円を計上しております。15目、25目については記載のとおりであります。

12ページです。30項保健体育費10目保健体育総務費では、県民体育祭競技力向上業務委託料として529万8,000円ほかを計上しております。25目については記載のとおりです。

60款災害復旧費には、緊急時の自動車等借上料等として178万8,000円を計上しております。

70款諸支出金20項基金費は22万1,000円であります。

75款予備費は、歳入歳出の調整額として7億1,211万5,000円を計上しております。

一般職の人件費は、総額10億2,942万3,000円の暫定予算となっております。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第28号から議案第30号まで3件を健康福祉部長。

**○健康福祉部長（杉田 省吾君）** 議案書の36ページをお願いいたします。

議案第28号、平成23年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）暫定予算を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の171ページをお願いします。

議案第28号、平成23年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）暫定予算について説明いたします。

議案第28号、平成23年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）暫定予算は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億649万6,000円と定め、第2条に一時借入金最高額を4億円に定め、第3条に歳出予算の流用について定めるものでございます。歳入予算について、177ページからの事項別明細書で説明いたします。

まず、歳入の主なものとしまして、10款国民健康保険税は7,856万3,000円です。国民健康保険税は6月に課税し、10期で納付していただきます。今回は1期分を計上しております。

25款国庫支出金は3億7,370万7,000円です。10項の国庫負担金は、医療給付費等負担金2億3,284万2,000円と高額医療費共同事業費負担金378万円を計上しております。15項国庫補助金は、財政調整交付金1億3,708万5,000円を計上しております。

30款県支出金は5,253万9,000円です。10項県負担金は、高額医療費共同事業負担金378万円を計上しております。15項県補助金は、財政調整交付金4,875万9,000円を計上しています。

35款療養給付費交付金は7,784万4,000円です。退職被保険者等保険給付費に対する退職者医療費交付金です。

37款前期高齢者交付金は1億5,600万円です。前期高齢者給付費に対する交付金です。

40款共同事業交付金は1億3,455万2,000円です。高額医療費に対する共同事業交付金1,531万8,000円、保険財政共同安定化事業交付金1億1,923万4,000円を計上しております。

55款繰入金は、一般会計繰入金2億3,040万9,000円です。財政安定支援繰入金2億1,755万9,000円が主なものです。

185ページをお願いします。

歳出の主なものとしまして、15款保険給付費は6億9,760万9,000円です。10項療養諸費は、一般被保険者療養給付費が5億4,236万8,000円、退職被保険者等療養給付金4,088万3,000円が主なものです。15項高額療養諸費は、一般被保険者高額療養費9,018万6,000円、退職被保険者等高額療養費860万円が主なものです。

17款後期高齢者支援金は1億3,304万6,000円、後期高齢者医療保険への支援金です。

25款介護給付金は6,700万円、介護給付費及び地域支援事業支援納付金です。

30款共同事業拠出金は1億7,870万2,000円です。高額医療共同事業医療費拠出金が2,370万円、保険財政共同安定化事業拠出金1億5,500万円が主なものです。

35款保険事業費は1,014万6,000円です。はりきゅう費、特定健診・保健指導事業費を計上しております。

50款諸支出費は113万1,000円です。国保税の過誤納還付金と財政調整基金への利子積立金を計上しております。

55款予備費は1,000万円の計上となりました。

以上が、国民健康保険特別会計（事業勘定）暫定予算の概要でございます。

続きまして、診療所特別会計でございます。議案書の37ページをお願いします。

議案第29号、平成23年度上天草市診療所特別会計暫定予算を別冊のとおり定めるものがございます。別冊予算書の196ページをお願いします。

議案第29号、平成23年度上天草市診療所特別会計暫定予算について説明いたします。

議案第29号、平成23年度上天草市診療所特別会計暫定予算は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,670万3,000円と定めるものがございます。

歳入予算について、199ページからの事項別明細書で説明いたします。

歳入の主なものとしまして、10款の事業収入は537万1,000円です。医科の収益事業収入501万1,000円、歯科事業収入36万円です。

25款の繰入金2,118万4,000円は、診療所収支不足分を補てんするための一般会計繰入金です。202ページをお願いします。

歳出の主なものとしまして、10款総務費2,660万3,000円は、一般管理費として職員人件費、診療所管理経費合わせて1,439万3,000円を計上、医療費は1,186万3,000円計上しております。

20款予備費は10万円を計上いたしました。

以上が、診療所特別会計暫定予算の概要でございます。

続きまして、介護保険特別会計です。議案書の38ページをお願いします。

議案第30号、平成23年度上天草市介護保険特別会計暫定予算を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書206ページをお願いします。

議案第30号、平成23年度上天草市介護保険特別会計暫定予算について説明いたします。

議案第30号、平成23年度上天草市介護保険特別会計暫定予算は、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億5,359万4,000円とし、第2条で歳出予算の流用について定めるものでございます。なお、本予算は暫定予算でございますので、12分の3月相当額を計上しております。内容につきましては、212ページからの事項別明細により説明いたします。

予算書の214ページをお開きください。

歳入の10款保険料につきましては、保険給付費に対する第1号被保険者の現年度分特別徴収保険料、現年度分普通徴収保険料、滞納繰越分普通徴収保険料の1億1,062万7,000円を計上しております。

15款の使用料及び手数料は、督促手数料、地域支援事業サービス利用料、新予防給付ケアプラン作成料の1,336万1,000円を計上しております。

20款国庫支出金は、保険給付費に対する国の負担金と地域支援事業交付金、調整交付金として2億362万4,000円を計上しております。

215ページの25款の支払基金交付金は、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料負担分として、保険給付額の30%と地域支援事業交付金分の2億1,289万5,000円を計上しております。

30款の県支出金は、保険給付費に対する負担分12.5%と地域支援事業のうち介護予防事業分12.5%、包括的・任意事業分20%の1億1,304万円を計上しております。

216ページの35款財産収入は、介護給付費準備基金等の利子として11万4,000円を計上しております。

45款の繰入金は、一般会計繰入金として保険給付費分12.5%、地域支援事業分、事務費繰入及び第1号被保険者保険料の軽減分として介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入合わせて

9,993万3,000円を計上しております。

次に歳出でございますが、218ページから220ページまでの10款総務費は、介護保険事業に係る事務費、介護認定審査会及び認定調査に要する経費、第5期介護保険事業計画策定に係る経費など1,651万8,000円を計上しております。

221ページから223ページまでの15款保険給付費は、要介護の認定を受けた方が利用する居宅サービスや、施設介護サービス等の利用に対して支払う給付費、要支援の認定を受けた方が居宅などにおいて各種のサービスを受けたときに支払う給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費など7億802万円を計上しております。

223ページ、25款基金積立金は介護給付費準備基金等の利子を積み立てるもので、11万4,000円を計上しております。

35款諸支出金は、転出、死亡等に伴う第1号被保険者保険料の還付金として47万円を計上しております。

224ページをお願いします。

45款地域支援事業費は、介護予防事業費及び包括的支援事業、任意事業費として2,847万2,000円を計上しております。

以上が、介護保険特別会計暫定予算の概要でございます。

議案第28号から議案第30号までの提案の理由としまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございます。御審議のほど、よろしくをお願いします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第31号を市民生活部長。

**○市民生活部長（佐伯 秀昭君）** 議案第31号、39ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度上天草市斎場特別会計暫定予算。

平成23年度上天草市斎場特別会計暫定予算を別冊のとおり定めるものでございます。別冊暫定予算書の228ページをお願いいたします。

平成23年度上天草市斎場特別会計の暫定予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,110万7,000円と定める。暫定予算に伴いまして、おおむね6月までに見込まれる歳入歳出、義務的経費を計上いたしております。

歳入につきましては、232ページをごらんいただきたいと思います。

10款使用料及び手数料10項使用料10目斎場使用料357万9,000円、20款繰入金10項一般会計繰入金10目一般会計繰入金750万3,000円、30款諸収入2万5,000円を含めまして1,110万7,000円でございます。

歳出につきましては、233ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の主なものといたしまして、10款総務費10項総務管理費10目一般管理費の1,056万1,000円のうち11節需用費299万5,000円、それから、13節委託料711万6,000円を計上いたし

ております。

30款予備費50万円を含めまして、合計1,110万7,000円でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がありますので、よろしく御審議方、お願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第32号を経済振興部長。

**○経済振興部長（坂中 孝臣君）** 議案第32号、議案書40ページの平成23年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計暫定予算を定めるについて、別冊平成23年度上天草市一般会計・特別会計暫定予算書の235ページについて御説明申し上げます。

暫定予算内容につきましては、別冊平成23年度暫定予算書236ページから243ページに掲載しているとおりでございます。

提案理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の承認が必要でございますので、この議案を提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** ここでお諮りいたします。

間もなく12時を過ぎますが、残された案件もあと9議案でございます。このまま、昼食時間を挟まずに日程を消化したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（堀江 隆臣君）** 御異議なしと認めます。

このまま審議を続行いたします。

次に、議案第33号及び議案第34号を建設部長。

**○建設部長（尾上 徳廣君）** 御説明申し上げます。議案書の41ページをお開きください。

議案第33号、平成23年度上天草市公共下水道事業特別会計暫定予算を別冊のとおり定めるものでございます。

予算書の244ページをお開きください。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,518万9,000円と定めるものでございます。

249ページをお願いします。

歳入につきましては、分担金及び負担金130万4,000円、使用料及び手数料1,503万1,000円を、それぞれ年間予算の3カ月分を計上しております。

250ページをお願いします。

繰入金として一般会計から2,885万円の繰入金、諸収入として雑入4,000円の、合わせて歳入総額4,518万9,000円を計上しております。

251ページをお願いいたします。

歳出につきましては、下水道建設工事のうち工事請負費は公共柵取付工事の2カ所分で29万円、

原材料は同じく公共柵等設置材料代としての10万円を計上しております。

252ページをお願いいたします。

下水道総務管理費1,162万円は、3カ月分の職員の人件費及び需用費を計上しております。

253ページをお願いいたします。

処理場維持管理費3,181万円は、処理場の維持管理に必要な経費を計上しております。

254ページをお願いします。

管路維持管理費99万4,000円は、マンホール中継ポンプ場の電気料及び水道料金等の3カ月分を計上しております。

255ページをお願いします。

予備費37万5,000円は、年間予算の3カ月分を計上しております。

合わせまして、最終総額が4,518万9,000円を計上しております。

以上が、歳入歳出の内容でございます。

次に、議案書の42ページをお開きください。

議案第34号、平成23年度上天草市物揚場造成事業特別会計暫定予算を別冊のとおり定めるものでございます。

予算書の256ページをお願いいたします。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ170万円と定めるものでございます。

260ページをお願いいたします。

まず歳入につきまして、使用料及び手数料170万円は、阿村港の野積み場使用料として3カ月分を計上しております。

次に、261ページをお願いいたします。

歳出につきましては、予備費170万円を計上しております。

以上が、歳入歳出の内容でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要がございますので、提案をしたところでございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第35号を健康福祉部長。

**○健康福祉部長（杉田 省吾君）** 議案書の43ページをお願いします。

議案第35号、平成23年度上天草市後期高齢者医療特別会計暫定予算を別冊のとおり定めるものでございます。別冊予算書の262ページをお願いします。

議案第35号、平成23年度上天草市後期高齢者医療特別会計暫定予算について説明いたします。

平成23年度上天草市後期高齢者医療特別会計暫定予算は、第1条にありますとおり、歳入歳

出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,020万6,000円とし、第2条に歳出予算の流用について定めるものでございます。

歳入予算について、266ページからの事項別明細書で説明いたします。

歳入の主なものとしまして、10款の後期高齢者医療保険料は3,830万4,000円です。現年度分特別徴収保険料が3,280万7,000円、現年度分普通徴収保険料は529万7,000円です。

25款の繰入金は157万2,000円です。事務費繰入金117万4,000円、はりきゅう経費を繰り入れる、その他の繰入金39万8,000円です。

次に、269ページから歳出について説明いたします。

10款総務費は120万4,000円です。緊急雇用対策活用による臨時職員賃金及び保険証郵送経費等を計上しております。

15款の後期高齢者医療広域連合納付金3,830万4,000円は、熊本県後期高齢者医療広域連合への納付金です。

20款の保険事業費39万8,000円は、はりきゅう施術助成の経費を計上しております。

25款の諸支出金30万円は、保険料過誤納付還付金を計上しております。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算の概要でございます。

提案の理由といたしまして、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号により議会の議決を経る必要がございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第36号を水道局長。

**○水道局長（松本 和任君）** 議案集の44ページをお願いいたします。

議案第36号、平成23年度上天草市水道事業会計暫定予算を別冊のとおり定めるものであります。別冊の平成23年度水道事業会計暫定予算をごらんください。今回は暫定予算ということで、おおむね3カ月分を計上しております。

まず、第3条に定める収益的収入及び支出の予定額は、収入では第1款水道事業収益が1億9,921万1,000円です。内訳としては、そのほとんどが第1項の営業収益で1億9,122万5,000円、うち1億9,105万円が水道使用料でございます。ほかに第2項営業外収益が798万6,000円で、これは宇土市への融通水収益となっております。

支出では、第1款水道事業費用が1億9,921万1,000円です、そのほとんどが第1項の営業費用で、1億9,834万3,000円となっております。

営業費用の内訳では、1目原水及び浄水費が7,509万3,000円で、そのうち受水費が6,902万円でございます。浄水場の動力費が306万円、ほかに修繕費150万円などです。2目配水及び給水費は1,939万1,000円で、そのうち人件費が1,050万2,000円、動力費が337万5,000円、修繕費が150万円などです。4目総係費の3,357万8,000円では人件費が1,913万8,000円、検針・徴収委託料が620万円、保険料が525万8,000円などです。5目簡易水道費が165万3,000円、6目減価償却費は6,862万8,000円となっております。

2項営業外費用、3項特別損失はゼロ円で、4項の予備費が86万8,000円です。この詳細につ

いては3ページからの実施計画書に記載しておりますので、後ほどごらんください。

次に、第4条に定める資本的収入及び支出について説明します。

収入については、第1款資本的収入は第1項の企業債、第2項の過疎債や第3項の補助金であり、今回は計上しておりません。

支出では、第1款の資本的支出で2,133万円、そのうち第1項建設改良費が2,063万円です。主な内訳としましては委託料が1,800万円、人件費が238万円です。このほか4項国庫補助金返還金を70万円計上しています。こちらのほうも10ページに詳細がございますので、後ほどごらんください。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,133万円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんします。

以上が、暫定予算の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を経る必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第37号を病院事務長。

**○上天草総合病院事務長（松本 精史君）** 御説明申し上げます。議案書の45ページをお願いいたします。

議案第37号、平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計暫定予算を別冊のとおり定めるものでございます。別冊の暫定予算書1ページをお願いいたします。

第1条、平成23年度上天草市立上天草総合病院事業会計の暫定予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量といたしまして、病院では病床数195床、そのうち療養病床が46床でございます。年間患者数、4月から6月でございますが入院で1万6,835人、病床利用率94.4%を予定しております。外来では医科で3万1,415人、歯科で1,159人を予定しております。1日平均に換算いたしますと入院185人、外来で医科515人、歯科19人を予定しております。

次に附属施設の4月から6月までの業務予定量でございますが、記載しておりますとおりでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出について御説明いたします。

収入の第1款病院事業収益、総額で9億3,714万8,000円。内訳は、第1項から第10項まで記載のとおりでございます。

次に、支出でございます。

第1款病院事業費用、総額で9億3,841万2,000円。内訳は、第1項から第11項まで記載のとおりでございます。6月の期末勤勉手当の支給によりまして費用が多くなりました影響で、暫定



予算では126万4,000円の赤字予算、暫定予算となっております。

次の3ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

投資的経費でございますので資本的収入はございませんが、看護学生に対します修学資金貸付金が発生いたします。資本的支出の第3項投資で144万円を計上しております。これは、一人当たり4万円の12名、3カ月分を計上しているところでございます。

第5条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものでございます。

第6条は、各項間における給与費の流用を定めるものでございます。

次の4ページをお願いいたします。

第7条は、議会の議決を経なければそれ以外の経費に流用することのできない経費といたしまして、給与費6億7,362万4,000円、交際費24万円を計上させていただいております。

第8条、一般会計からの負担金及び補助金を記載しております。総額1億1,655万7,000円を予定しております。

第9条でございます。たな卸し資産の購入限度額は9,485万1,000円を定めております。

次ページ以降、付属書類、参考書類を添付しておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第38号を経済振興部長。

**○経済振興部長（坂中 孝臣君）** 議案第38号、議案書46ページをお願いいたします。

上地区荷さばき所及び中地区荷さばき所の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

指定管理者の指定内容につきましては、46ページに掲載しているとおりでございます。

提案理由といたしまして、上天草市荷さばき施設の設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定に基づき、上地区荷さばき所及び中地区荷さばき所の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の承認が必要でございますので、この議案を提案するものでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第39号を建設部長。

**○建設部長（尾上 徳廣君）** 御説明いたします。議案書の47ページ及び説明資料の14ページから15ページをお開きください。

議案第39号、市道路線の認定について。

道路法第8条第1項の規定により、次の路線を認定することとする。認定する市道は、路線番号1221号、大矢野町登立地区の岩谷2号線です。延長が206メートル、起点が大矢野町登立字呑・です。また、終点も同じでございます。内容につきましては、国道266号線の改良工

事に伴う取りつけ道路確保が必要になったためでございます。

次に、路線番号1395号、大矢野町上地区の山田大手原3号線です。延長が250メートル、起点が大矢野町上字山田です。終点も同じでございます。内容につきましては、地元行政区長から申請があり、現地を調査しましたところ認定条件に適合いたしましたので、その区間を認定したく、上程いたしました。

提案理由といたしましては、市道の路線認定には、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要がございますので、提案をしたところでございます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

以上です。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第40号を教育部長。

**○教育部長（村枝 誠二君）** それでは、議案書の48ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第40号、工事請負契約の変更について御説明いたします。

平成22年第3回7月の臨時議会におきまして議決いただきました、大矢野中学校体育館改築工事請負契約のうち工期を、平成22年第3回上天草市議会臨時会の議決の日の翌日から平成23年3月31日までを、平成22年第3回上天草市議会臨時会の議決の日の翌日から平成23年10月14日までに、工事請負契約をお願いするものでございます。

契約の変更理由といたしまして、大矢野中学校体育館の本体工事、電気設備、機械設備の全体事業費が4億2,225万円と高額なため、教育委員会では2カ年にわたる2期工事として国へ申請を考えておりましたけれども、申請後、国からの補助金が平成22年度予算として交付されることに伴いまして、国の予算に合わせ市の予算を組むため平成22年度予算として全体事業費を計上するものであります。

契約時は当該22年度予算で、国の補助金の予算に合わせて、3月末日までに工事請負契約として、7月の第3回臨時会議におきまして議員の皆様から御承認をいただいたところでございます。

今回、工事的に3月までの大矢野中学校体育館の完成は難しいため、国との工期変更協議を1月に行いまして、承認を受けたところでございます。そういったことで今回、国の補助金繰越申請に合わせ、工期の変更をお願いするものでございます。

提案理由といたしまして、工事期間が2年度にわたるため工期を変更する必要があるもので、この議案を提出するものでございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 次に、議案第41号を総務企画部長。

**○総務企画部長（永森 良一君）** きょうお配りしております議案書、説明資料をごらんいただきたいと思っております。

議案第41号、上天草市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

昨年総務省が行った調査によりますと、条例の根拠がなく天引きを行っている団体が全国で約

4割、熊本県では6割に達することが明らかになりました。地方公務員の給与は、地方公務員法第25条第2項の規定により、法律または条例により特に認められた場合を除き、通貨で直接職員にその全額を支払わなければならないとされています。

しかしながら、当市においてはこれまで、旧町時代を含めて、本人の同意のもとで毎月の給料から職員の福利厚生等に関する掛金、あるいは貸付金にかかる償還金、あるいは団体生命の保険料、定額の預貯金等の天引きを行っておりましたが、先週県のほうから指導がありまして、今年度中に条例に盛り込むようにというような、強い指導がっておりますので、今回改正をお願いしている次第でございます。

提案理由といたしましては、給与からの天引きについては、法律で規定されたもの以外はすべて条例に定める必要があり、これがこの議案を提出する理由であります。よろしく願いいたします。

**○議長（堀江 隆臣君）** 以上で、執行部から提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これをもって、本日の議事日程は終了いたしました。あす3月1日から2日までは議案研究のため休会し、次の本会議は3月3日午前10時から質疑、委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、あす3月1日の午後5時までに通告書を提出願います。また、一般質問をされる方は本日午後4時までに通告書を御提出されるよう、お願い申し上げます。

以上で、本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時23分